

教保体第986-2号
平成27年8月17日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

学校における安全管理・安全指導等を改めて徹底することについて（通知）

このことについては、平成27年4月1日付け教保体第5-2号をはじめ、あらゆる機会にその徹底をお願いしているところです。

当然のことながら、学校は、常に児童生徒の安全を確保するため、施設等の定期安全点検をはじめ、事故防止に必要な措置等を講ずることが定められておりますが、近年、大雨、洪水、竜巻等の自然災害、交通事故、不審者被害など、これまで以上に適切な対応が求められる状況です。

また、学校における安全に関する指導は、各教科や特別活動の時間など、学校の教育活動全体を通じて実施するとともに、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して指導の充実を図ることにも配慮する必要があります。

つきましては、新学期を迎えるに当たり、改めて、別紙のとおり学校における安全管理・安全指導の徹底について御配慮くださるようお願いいたします。

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当

TEL 048-830-6964

FAX 048-830-4971

別紙

1 学校安全計画の見直しについて

児童生徒等の事件・事故・災害はあらゆる場面において発生することが予想されるため、すべての教職員が学校安全の重要性を認識した上で、各学校の実態に応じた学校安全計画の見直しを図ること。

見直しに当たっては、「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」、「教職員の研修」の4つの観点を盛り込み、定期的に計画の内容や取組を振り返り、点検・評価を行うことで学校安全活動を充実させること。

特に、「安全管理」については、次の2「危機管理マニュアルの再整備について」を確認し、各学校の実態に応じて対応すること。

2 危機管理マニュアルの再整備について

埼玉県教育委員会では、平成23年9月、各学校が防災マニュアルを作成する際の指針として「学校防災マニュアル～安全・安心な学校づくりのために～」を作成している。

各学校では、既存の学校防災マニュアルに、大雨・洪水、竜巻発生時、降雪時の対応等が加えられているか確認するとともに、学校周辺の危険箇所を改めて調査・把握した上で、各学校の実態に応じてマニュアルの再整備をすること。また、再整備されたマニュアルの見直しについては、定期的・計画的に行うこと。

3 学校環境等の安全管理について

安全管理の方法として安全点検があるが、その対象となる学校環境は、季節、時間あるいは自然災害等により劇的に変化することから、重大な危険を見逃すことのないように、定期的、日常的に点検を行うこと。

また、過去の事故統計や事故事例を分析し、事故発生状況や原因・関連要因等の把握、行動や場所等の規制など、児童生徒の多様な行動などの実態を踏まえ、教職員が共通理解を図る中、協力体制を確立すること。

4 安全管理と指導について

児童生徒に対しては、指示的・規制的な指導は効果的であるが、発達の段階に応じて、安全を重視した意思決定、行動選択、実践方法などを理解させながら、危険予測、危険回避能力の育成、規範意識の醸成等に配慮した指導を行うこと。

また、常日頃からの声かけ・指導を繰り返し行うとともに、気象情報や災害情報等の収集と把握に努め、危険が予測される場合には、素早く適切な指導を行うこと。

(参考 自然災害に関する通知等)

- ・「竜巻（突風）発生時における児童生徒等の安全確保について」（H25. 9. 3）
- ・「学校防災マニュアル～竜巻から児童生徒の安全を守るために～」
 - ◇ 県立学校版：追加資料（H25. 11. 29）
 - ◇ 小中学校版：参考資料（H25. 12. 9）※市町村に情報提供
- ・「気象急変時における児童生徒の安全確保について」（H26. 5. 23）
- ・「降雪の対応等に関する調査のまとめについて」（H26. 7. 24）
- ・「自然災害発生時の児童生徒の安全確保について」（H27. 6. 16）